

指定管理者選定審査会における候補者の選定に伴う意見概要

1 施設名		近江八幡市立八幡町第1共同浴場	
2 施設の概要		(1) 所在地	近江八幡市八幡町213番地
		(2) 設置目的	市民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
		(3) 開場・開館日	1月1日から12月31日 (週1回の指定した休館日を除く)
		(4) 施設等の概要	敷地面積 1, 077. 19㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建 276. 42㎡ 施設内容 浴室 脱衣場 機械室 駐車場
3 指定管理業務に関する概要	実施方法	特 例 (公募によらない)	
	指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)	
	管理業務内容	(1) 公衆浴場の運営に関する業務 (2) 施設又は設備の維持管理に関する業務 (3) 施設の利用に関する料金の徴収に関する業務 (4) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務 (5) その他	
	管理料参考額	(上限額)12, 471, 000 円 指定期間の管理料限度額 (消費税及び地方消費税を含む)	
4 指定管理者の候補者		所 在 地	近江八幡市八幡町213番地
		名 称	八幡町自治会
5	審査方式	採択方式	
審査概要及び意見等	選定審査会委員	(敬称略、順不同) 平居 新司郎 (公認会計士・税理士) 岩井 由紀子 (社会保険労務士) 江南 仁一郎 (近江八幡市副市長) 益田 卓弥 (近江八幡市総務部長)	

5 審査概要及び意見等	審査基準	審査基準	
		1	利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること
		2	適切な維持及び管理のもと、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること
		3	管理経費の縮減が図れるものであること
		4	施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること
5 審査概要及び意見等	審査経過	5	その他(危機管理体制、個人情報の保護措置)
		第1回選定審査会【令和元年年8月28日】 * 特例により指定候補者を選定すること及び指定管理候補者を「八幡町自治会」とすることについて 第2回選定審査会【令和元年年10月23日】 * 申請書類の審査、施設管理担当課に対してヒアリングを実施	
		近江八幡市立八幡町第1共同浴場は、健康増進及び公衆衛生の向上を目的に整備され、施設の現状においては公衆衛生の確保を図るとともに地域住民のコミュニティの拠点施設としても大きな役割を果たしている施設である。 現在の指定管理者である八幡町自治会は、昭和47年の施設開設当初から管理運営を行い、指定管理者制度導入後も継続して管理運営を行うことで施設の特性を十分に理解し、長年培ったノウハウを活用するとともに地域の現状を最も熟知していることから利用者の意見も届けやすく、要望に対し適切なサービスが提供でき、浴場は八幡町にあることから緊急時にも迅速な対応が可能と考えられ、当施設の管理運営能力を十分に有し、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することで市民サービスの向上を図ることができる団体である。 以上のことから、今後も長年培ったノウハウを活かし堅実な管理運営を期待できるため八幡町自治会を指定管理者とすることが適切と判断する。	
		特例にて選定する理由	
		審査意見 特例により指定候補者を選定する理由や、申請者からの申請内容、施設管理担当課に対して行ったヒアリング内容等を基に総合的に判断し、申請者を指定管理候補者とすることを認める。	